

**NEDOの研究開発委託契約における
産業技術力強化法第17条（日本版パイ・ドール制度）
の事前承認制に関する Q&A**

平成 27 年 4 月
令和 6 年 2 月改訂

- (注) 1. 事前承認制の運用については、契約時点や特別約款の有無によって異なる場合があります。事業担当部に確認してください。
2. 本 Q&A の内容については、今後、具体的な事例等を踏まえ、主務官庁との検討等を行いつつ、適宜追加・修正を行っていきます。

問 1 特許権等の移転等についての事前承認の可否の判断に際しては、具体的にはどのような観点から検討を行うのか。

(答)

事前承認の可否の判断に際しては、産業技術力強化法及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく観点や、個々の委託事業の目的等の観点を考慮して、総合的に検討を行うこととなる。

検討を行う際に考慮すべきポイントの例を以下に示す。ただし、承認可否の判断に際しては、複数の観点から総合的に検討を行うため、以下に掲げる考慮すべきポイントに該当すること、あるいは該当しないことをもって、直ちに承認可否が決まるものではない。

- (1) 研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるかとの観点
- 移転先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。(なお、移転先が、研究開発の成果を事業活動において利用せず、専ら他者への権利行使のみを目的としている場合は、研究開発の成果を効率的に活用する場合には当たらないと考えられる。)
 - 移転先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。
 - 移転先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。(移転先が共同研究先である場合は、基本的には、成果の効率的な活用の観点から問題はないと考えられる。)

(2) 我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当するかとの観点

- 移転先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようになっているか。
- 移転等が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か国外か。
- 当該移転等により、国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがあるか。
- 当該移転等により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

(参考) 委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン (抜粋)
平成27年5月 (令和5年4月改訂版) 経済産業省

「①移転等の承認の判断について

フォアグラウンドIPの移転等を承認するか否かの判断に当たっては、(ア) 当該移転等により研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるかという観点（産業技術力強化法第17条の観点）及び（イ）我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当するかという観点（研究開発力強化法第41条の観点）から検討する必要がある。

具体的には、(ア) については、移転先が研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画・事業体制等を有している者であるかが重要であり、また、移転先が研究開発の成果を活用するに当たって移転元からの技術協力が得られるかといった観点も併せて検討する。また、(イ) については、移転等が行われた場合において研究開発の成果が活用される場所は国内か国外か、移転等により国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがないかといった観点で検討する。」

(注) 抜粋文書中「研究開発力強化法」は現在「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」と名称変更されている。

問 2 独占的通常実施権の許諾について、事前承認は必要か。

(答)

独占的通常実施権は、特許法上は単なる通常実施権であり、産業技術力強化法第17条第1項第4号で定められた「当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるもの」

には含まれておらず、事前承認は不要である。

問 3 委託研究開発の成果に係る特許権を取得した場合について、第三者との契約において、当該特許権についての専用実施権を設定することを予め確約したい（専用実施権の予約）。このような行為について、事前承認は必要か。

（答）

委託者であるNEDOとの関係では、専用実施権の予約について承認は不要であり、専用実施権の設定を実際に行うときまでに承認を受ければよい。ただし、専用実施権の予約を取り決めた後に承認が受けられないことがあり得るため、契約書に、「専用実施権は、当該専用実施権の設定についてNEDOの承認が得られた場合に設定される」等の条項を盛り込むことも一案である。

問 4 特許法 第 34 条の 2 に規定された仮専用実施権の設定について、事前承認は必要か。

（答）

仮専用実施権が設定された特許出願について特許権の設定登録があったときは、専用実施権が設定されたものとみなされる。そのため、仮専用実施権の設定についても、契約により事前承認制の対象としている。（業務委託契約標準契約書業務委託契約約款（以下「標準約款」という。）第 31 条第 3 項第四号）

問 5 委託研究開発の成果に係る特許権の一部のみを第三者に移転する場合には、承認は必要か。

（答）

特許権の一部のみの移転であっても、事前承認を受ける必要がある。

問 6 共有特許について、自らの持分の一部を他の共有者に移転することにより持分の割合を変更する場合にも、承認は必要か。

（答）

共有特許についての持分の一部を他の共有者に移転する場合には、権利者の変動が生じないことから、事前承認を受ける必要はない。また、届出も必要ない。

問 7 委託研究開発の成果に係る知的財産権を親（子）会社に移転する場合にも、事前承認を受ける必要があるのか。

（答）

1. 標準約款上は、当該親（子）会社が日本にある場合には、事前承認の対象外となりますが、日本国外にある場合には、事前承認を受ける必要がある。
2. 当該親（子）会社が日本にある場合であっても、特別約款等により承認を受ける必要がある場合がある。

（参考）戦略的イノベーション創造プログラム（S I P） 知的財産の扱いに関する運用指針 令和 4 年 1 2 月 2 3 日 ガバニングボード

7. フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾

- 産業技術力強化法第 1 7 条第 1 項第 4 号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除き、研究推進法人等の承認を必要とする。
- 合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財の権利者は研究推進法人等との契約に基づき、研究推進法人等の承認を必要とする。
- 合併等に伴う知財権の移転等の後であっても研究推進法人は当該知財権に係る再実施権付実施権を保有可能とする。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない。

問 8 委託研究開発の成果に係る特許権等を国内企業に移転する場合にも、事前承認を受ける必要があるのか。

（答）

1. 国内企業に対して移転又は専用実施権の設定を行う場合にも、事前承認を受ける必要がある。
2. ただし、以下の場合については事前承認を必要としない。
 - ・ 合併又は分割により移転する場合
 - ・ 子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定が行われる場合
 - ・ 承認 TL0（注 1）又は認定 TL0（注 2）に対して特許権等の移転又は専用実施権等の設定が行われる場合
 - ・ 技術研究組合（注 3）からその組合員である企業等に対して特許権等の移転又は専用実施権等の設定が行われる場合
 - ・ 委託約款等により事前承認が不要とされているもの（注 4）

（注 1） 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（TL0 法）第 4 条第 1 項の承認を受けた者

（注 2） TL0 法第 11 条第 1 項の認定を受けた者

（注 3） 技術研究組合法第 13 条に基づき設立された組合

（注 4） 事業や契約年度により異なるので約款等を確認のこと

問 9 委託研究開発において外国特許権を取得したが、当該外国特許権の移転を行う場合にも事前承認は必要か。

(答)

NEDOの委託契約書では、外国特許権についても、委託研究開発の成果に係る特許権等であるとして、受託者から譲り受けない旨を定めている。そのため、当該外国特許権を移転する場合についても、事前承認の対象としている。(標準約款第 23 条、第 28 条の 3 及び第 31 条)

問 10 委託研究開発において外国特許権を取得したが、当該外国特許権の独占的ライセンスは、事前承認の対象となるのか。

(答)

外国特許権についての独占的ライセンスは、当該外国特許権に係る発明の日本国内における実施を制限するものではないため、事前承認の対象外としている。(標準約款第 31 条第 3 項第四号)

問 11 事前承認の対象とならない者に対して移転等がなされた後、当該者から更に事前承認の対象となる者に移転等をしようとする場合は、事前承認が必要か。

(答)

NEDOの委託契約書において、事前承認の対象とならない者に対して移転等がなされた後、さらに事前承認の対象となる者に移転等をしようとする場合にも、事前承認の対象から外れるとはされていない(移転先又は専用実施権等の設定先にも約款の条文を約定させる旨規定している)ので、移転先又は設定先においても事前承認が必要である。(標準約款第 31 条第 5 項)

問 12 著作権の独占的ライセンスは、事前承認の対象となるのか。

(答)

著作物を利用する権利の許諾については、NEDOの委託契約書においては、事前承認の対象としていない。(標準約款第 31 条第 3 項第四号)。

(注：異なる運用を行っている省庁・独法が存在する可能性があることに留意)

問 13 NEDOが請け負わせた「ソフトウェア開発」の中には、J A V A, C G I 等のソフトウェアを含んだコンテンツ制作が含まれるが、この場合、著作権・著作隣接権の移転について、NEDOの承認が必要か。

(答)

ソフトウェア開発がメインでないコンテンツの制作については、コンテンツ版バイ・

ドール制度（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条）が適用され、同法には事前承認制の規定はないが、契約により事前承認が導入されている。（標準約款第23条、第28条の3及び第31条）

問 14 以下の場合、事前承認の対象となる場合はどこまでか。

- ① 法改正前の契約・出願で、法改正後の移転等
- ② 法改正前の契約であるが、出願が法改正後の場合の移転等
- ③ 法改正前の契約・出願であるが、研究開発継続に伴う新契約が法改正後の場合の移転等

（答）

①及び②の場合、事前承認を含まない旧委託契約の研究成果に基づくものであるため、事前承認の対象とはならない。

③の場合は、法改正後に締結された事前承認を含む新契約に基づくものであるため、事前承認の対象となる。

（参考）事前承認が追加された当時の標準約款の附則

附 則

1. この標準契約書は、平成21年6月22日から施行する。
2. ただし、改正後の約款第31条から第34条の規定は、平成21年4月1日以降に新たに締結する契約から適用し、これ以前に締結した契約については、なお従前の例による。

問 15 特許権等を保有する者の合併先が国外の法人の場合においても事前承認は必要ないか。

（答）

合併又は分割により特許権等が移転される場合は、事業や契約年度によっては事前承認が不要となる場合があるので、約款等を確認されたい。

他方、合併又は分割前の者が有する権利義務は包括的に承継されるため、合併又は分割後の者が当該特許権等の移転を行おうとする際には、NEDOの事前承認を受ける必要がある。

問 16 事後に権利を移転等すべきでない者であることが判明した場合に、事後報告等は必要か。

（答）

そのような事実が判明した場合、速やかに委託者であるNEDOに報告されたい。

問 17 N E D O の委託研究の成果である特許権等を第三者に移転する場合、当該第三者と契約を取り交わす際に、移転を受ける当該第三者にも、次回以降移転を行う際は事前承認の義務を負うことを契約書に記載する必要があるか。

(答)

当該第三者との契約書等において、他の者に対し特許権等の移転又は専用実施権の設定等を行う場合には委託者である N E D O の事前承認を受けることを、当該第三者に約させる必要がある。(標準約款第 31 条第 5 項)

問 18 共有に係る委託研究の成果である知的財産権の持分を放棄することにより、他の共有者にその持分が結果的に移転する場合にも、事前承認を受ける必要があるか。

(答)

共有に係る知的財産権の持分を譲渡する場合には事前承認は必要となるが、令和 5 年 10 月 1 日現在事業を継続中の委託事業で共有に係る知的財産権の持分を放棄する場合には、知的財産権持分放棄届出書による事前の届出を行えばよい。(標準約款第 31 条の 6)